家族が 困らないために しておきたい!

も掲続対策()のボイント

「**争族」**も「**税金**」も生命保険で スッキリ解決!



著者 吉光 隆(1級ファイナンシャル・プランニング技能士)

監修 染宮 勝己(税理士/CFP®)

第1 編 相続対策に必要な情報の確認と問題点の把握

第1章	誰が相続人で相続分はどのくらいあるのか確認してみよう…	4
	1 家族構成の確認 2 家族関係にひそむ問題点	
第2章	どのような相続財産があるのか確認してみよう	···19
	1 相続財産一覧表の作成 2 問題の起きそうな財産の確認	··· 19 ··· 23
第3章	誰に何を相続させるか財産分けを指定しよう	28
	1 相続でもめないための遺言作成 2 遺産分割において想定される問題点 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
第4章	相続税申告の要否判定と税額を確認しよう	38
	1 相続税額(概算)の確認 2 相続税納税における問題点	
第2編	相続対策の選択と具体的な取り組み方	
第1章	認知症等に備えて相続発生までの財産管理もぬかりなく	44
	1 成年後見制度の活用の検討 2 家族信託の検討	·· 44 ··· 47
第2章	相続税が増税!家族が税金で苦労しない納税資金対策	···48
	1 納税できる場合でも起こりうる問題点 2 納税できない場合の問題点 3 納税不要でも起こりうる問題点	·· 49
第3章	いつまでも仲の良い家族でいてくれるための遺産分割対策・	58
	1 貢献の大きい相続人へのフォロー 2 遺言の有無によって異なる対策 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	··· 58 ··· 61
第4章	増税に負けない!今日からできる相続税負担軽減対策	···68
	 増税で高まる税負担軽減対策の重要性 養子によって法定相続人の数を増やす 生命保険金の非課税限度額の活用 不動産の活用による税負担軽減策にはさまざまな問題が! 	··· 69 ··· 71
第5章	「生前贈与」をフル活用して相続税の負担をみるみる軽減	
	1 暦年贈与の活用と生命保険	

		2 相続時精算課税制度の活用と生命保険	
	第6章	「二次相続」を見据えてこそ完全な相続対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	89
		1 二次相続で発生する問題点 2 二次相続対策と生命保険の活用	···· 89 ···· 98
資	料絲		
		◆ 相続対策全体MAP◆ 早見表凡例/相続税額早見表の見方◆ 相続税額早見表◆ 贈与税額早見表◆ 相続財産完全防衛額早見表〔概算〕	104
	家族が	の (((((((((((((((((((
	POIN		
	POIN	T 2 どのような相続財産があるのか確認してみよう	
	POIN	▼ ③ 誰に何を相続させるか財産分けを指定しよう	
	POIN	T 👍 相続税申告の要否判定と税額を確認しよう	
	POIN	⊤ 5 認知症等に備えて相続発生までの財産管理もぬかりなく	
	POIN	⊤ 🜀 相続税が増税!家族が税金で苦労しない納税資金対策	
	POIN	т 🕖 いつまでも仲の良い家族でいてくれるための遺産分割対策	
	POIN	T ③ 増税に負けない!今日からできる相続税負担軽減対策	
	POIN	▼ 🧐 「生前贈与」をフル活用して相続税の負担をみるみる軽減	
	POIN	▼ 10 「二次相続」を見据えてこそ完全な相続対策	

- ●本書の内容は、2020年5月1日現在の法令(税制)に基づいています。
- ●本書の内容は、平成27年1月1日以降に発生した相続・遺贈、贈与について税額を計算しています。
- ●相続税計算はとくに記述がない限り、法定相続分どおりに分割されたことを前提に計算し、小規模宅地等の特例は考慮していません。妻の相続税計算において配偶者の税額軽減は法定相続分まで適用しています。金額表示は原則、万単位の概算値です。
- ●本書内の「相続人」は原則、「推定相続人」を省略して表記しています。
- ●個別の取扱いについては所轄の税務署または税理士等の税の専門家にご確認ください。



誰が相続人で相続分は どのくらいあるのか確認してみよう



1 家族構成の確認

1 家系図から相続人の確認

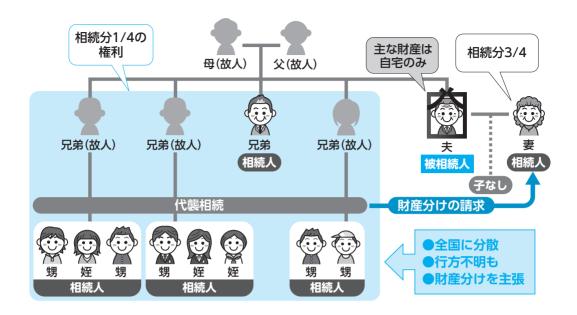
相続対策を行う前に、まずは相続対策に必要な情報を収集・整理し、それを確認することによって、相続が発生した際に起こりうる"問題点"を把握することが必要です。なぜなら、問題点がわからなければ対策の立てようがないからです。

相続に関して必要な情報とは何でしょうか? 大別すると「相続人」と「相続財産」の把握になります。相続人については、「家族の中で誰が法定相続人になるのか?」「法定相続分はいくらあるのか?」ということは、親子4世代にわたる家族構成図(家系図)を作成することでわかります。

具体的には、白紙とペンを用意し、相続が起こることが想定される方=被相続人になられる方ご本人ア)を真ん中に書いて、イ)~オ)の順に家族の名前を書き込んでいきます。

ア) ご本人(被相続人になられる方) イ) 配偶者 ウ) 子・孫 エ) 両親 オ) 兄弟姉妹

※イ)~オ)は、被相続人になられる方から見た関係です。

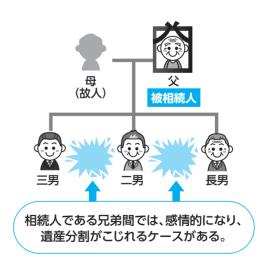


事例 2 子どもたちの兄弟仲が悪い

子どもは男の子ばかりの3兄弟で、仲が悪い状態です。長男は同居していますが、 二男と三男は長男を気にしてかあまり実家に寄りつきません。たまに2人が帰ってくる と「長男ばかりえこひいきして」と父親である私に不満をもらします。妻はすでに他界 しています。こんな状態で私が亡くなったら相続でもめないか心配です。

仲の良い子どもたち(兄弟)ですら、財産分けになるといがみ合うことが珍しくありません。ましてや普段から兄弟仲の良くない子ども同士だと、両親が死亡した途端に問題が噴出することが考えられます。

問題はそれぞれの心の中が見えないことです。仲が悪くても、被相続人である親はそのことを知らないことが多いのです。例えば次のようなケースです。



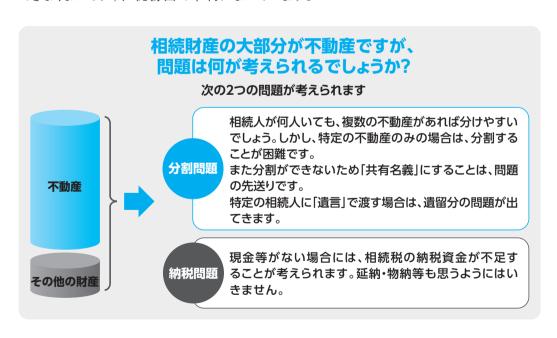
1 分割しにくい財産――不動産の場合に考えられる問題点

分割問題 不動産は複数の相続人で分割してしまうと価値が下がってしまうという問題と、面積によっては不動産としての価値がなくなることもあります。反対に分割をせず特定の相続人に渡すとほかの相続人との間で相続に不公平が生じ、遺留分侵害などの問題が起きる恐れがあります。

一方、複数の相続人で不動産を共有名義にすると、売却はもちろん、改築を行う際にも共同名義人全員の同意が必要となるなど名義人の間の権利関係の問題が発生し、維持・管理が難しくなる恐れがあります。

納税問題 不動産を相続した相続人が、不動産以外に現金やそれに準ずる財産を相続できなかった場合、相続税を納付できないかもしれません。そうなると延納(担保を提供して年賦で納税)や物納(不動産そのもので納税)の制度の活用(52ページ参照)や、相続した不動産を売却して納税のための資金調達をすることも考えなくてはならなくなります。

なお、相続した不動産を譲渡した場合、従来は相続した不動産全てにかかる相続税相当額を「取得費加算」として、譲渡所得計算上の必要経費として譲渡額から控除できましたが、2015(平成27)年以降は、譲渡する不動産にかかる相続税相当額しか控除できなくなっており、税務面で不利になっています。



5 遺言があっても問題が起こりうる場合

被相続人の希望どおりの財産分けをするためには遺言が必要ですが、遺言があっても その内容が極端だと問題が生じる場合があります。

例えば、自宅の不動産を同居の長男に、あるいは自社株と事業用資産を事業の後継者にというように、相続財産のほとんどを特定の相続人に相続させる内容の遺言の場合、財産の大部分が特定の相続人に行ってしまうことにより、ほかの相続人が取得できる財産がほとんど確保できないような事態も考えられます。

そうした場合、ほかの相続人が取得した財産が遺留分にも満たない場合は、その相続人から「遺留分の侵害請求 |を起こされる可能性が高くなります。

コラム

「遺留分の侵害請求」とは

これまで遺留分を侵害された者は、遺留分の侵害者に対して「遺留分の減殺請求」という形で財産を取り戻していました。これは侵害された財産をいったん共有関係に戻して分割するという手間と時間のかかるものでした。2019(令和元)年7月1日、民法改正の施行により、「遺留分の減殺請求」は、「遺留分の侵害請求」に代わりました。具体的には遺留分の侵害額に対して「金銭で支払う」ことになりました。

- 【参考】民法第1046条 遺留分権利者及びその承継人は、受遺者(特定財産承継遺言により財産を承継し 又は相続分の指定を受けた相続人を含む。)又は受贈者に対し、遺留分侵害額に相当する金銭の支 払を請求することができる。
- (注) 金銭以外の物で侵害額を支払うと、支払った者に譲渡所得がかかるので注意が必要です。所得税基本通達第33条1項6号(令和元年6月28日新設)

このように、遺言があってもその内容が特定の相続人に財産が集中し、ほかの相続人が取得できる財産が少ない場合などは、問題が生じる可能性が十分にあることを知っておいてください。できれば、遺留分を侵害しない範囲で財産分けを遺言に書いておく、あるいは、後述しますが相続財産が集中した特定の相続人から遺留分を侵害された相続人に対して、代償交付(64ページ参照)することを付言事項に盛り込むなどすれば、本当の意味での希望どおりの財産分けになるでしょう。

なお、遺留分を侵害しない限り、法定相続分よりも遺言(法的に有効な場合)の内容が優先されますが、遺産分割協議において全員が合意すれば、遺言と異なる遺産分割が可能です。つまり、遺言者と相続人の方々の思いとが全く異なる内容の遺言を残しても、実現するとは限らないということです。

1 生命保険で納税資金を確保

生命保険で納税資金を確保するには、2つの対策があります。

(1)納税資金の不足分の確保のために生命保険を活用

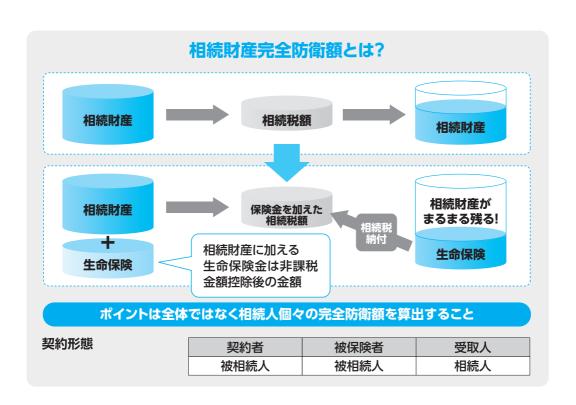
1つは、納税資金の足りない分だけ生命保険に加入するという方法です。手持ちの現 預金や有価証券等だけでは納税資金が不足する分について、生命保険を使って補うと いう方法です(もちろん、遺族の生活資金も不足する場合にはその分も加味します)。

例えば、相続税の納付のための必要額が2,000万円で、預貯金が1,000万円しかない場合、足りない1,000万円について生命保険を活用して補います(ただし、遺族の生活資金は不動産の家賃収入や遺族年金などで十分賄えるとした場合)。

これが納税資金の不足分を補う生命保険の活用法です。

(2)相続財産完全防衛額

もう1つは、相続財産がまるまる残るように、相続税額分に見合う死亡保険金額の生命保険に加入する方法です。この相続税額に見合う金額に相当する保険金額を「相続財産完全防衛額」といいます(111ページの早見表を参照)。この場合、上記(1)で述べた、納税資金の不足分を生命保険金で補う場合よりも、保険金額は大きくなります。



料に充当する。つまり、贈与された現金を「生命保険金」に替えることによって、将来、相続発生時に相続人が負担する納税資金や遺産分割資金を確保することができるというプランです。

2 目的によって生命保険の契約形態を使い分ける

生命保険に加入の際、代表的な契約形態としては次の2つがあります。

契約形態①

契約者	被保険者	受取人
子(受贈者)	親(贈与者)	子(受贈者)
孫(受贈者)	祖父母(贈与者)	孫(受贈者)

※代襲相続でない限り孫は相続人にはなれませんが、20歳以上であれば暦年贈与の 税率が有利なため、契約形態例の1つとしています。

この場合、被保険者は贈与者(現金を贈与した人)である"親(または祖父母)"なので、生命保険の加入目的(保険金の活用用途)は「相続税の納税資金」と「遺産分割資金」(代償分割における代償交付金など)の確保となります。

被相続人になられる方が子や孫に現金を贈与し、それを保険料に充当するので、結果的に被相続人の相続財産の圧縮(相続財産減らし)も同時に可能です。

この場合に活用する保険種類・期間は、長期の保険期間を有する保険(例:終身保険・長期平準定期保険など)が適しています。

契約形態②

契約者	被保険者	受取人
子(受贈者)	子(受贈者)	子(受贈者)の相続人
孫(受贈者)	孫(受贈者)	孫(受贈者)の相続人

この場合、生命保険の加入目的は、受贈者(贈与を受けた人)である子どもや孫の「資産形成」が中心です。簡単にいえば親から子ども、または祖父母から孫への財産移転のために生命保険を活用します。被相続人になられる方の財産から現金を子や孫に移転することで相続財産の圧縮にもつながります。

保険種類は、貯蓄・積立タイプの保険になりますが、保険期間は短期でも十分検討の余地はあります。

3 贈与の事実を明確にすることの必要性と対応のポイント

贈与を行う場合、税務当局から贈与したという事実の心証を得られるように要件を整え